

別紙（諮問第78号関係）

第1 審査会の結論

令和4年7月8日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和4年7月22日付けで宮崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成30年12月頃に審査請求人に関し、警察官が通報義務に基づいて行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条に関わる全ての公文書の開示を求めて本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年10月18日に本件処分を不服として審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人が警察本部生活安全企画課に問い合わせたところ、同課は、警察官が法第23条による通報を行った場合は、保護通報書と保護カードを作成し、これらは開示請求の対象になると回答している。

(2) 審査請求人が令和3年5月19日に行った保有個人情報開示請求に対して、部分開示された文書のうち、本件請求に関連のある内容は以下のとおりであった。

ア 平成30年12月11日の警察安全相談処理票・措置結果には、審査請求人の状況、小林保健所への通報時間、内容等の記載がされていない。開示されていない。

イ 令和2年2月13日の苦情処理票には、法第23条に基づいて通報している警部補の職務遂行は、何ら問題点は認められないと記載がある。

ウ 令和2年4月21日の苦情処理票には、現場に臨場した警察官が通報の必要性があると判断し、法第23条を根拠に小林保健所に通報しており、適用条文を変更した事実はないと記載されている。

(3) 令和4年3月10日付け宮崎県公安委員会の「苦情申出に対する調査結果について（回答）」には、通報した理由が具体的に記載されているが、(2)の部分開示された文書では通報した理由が開示されていない。

(4) 宮崎県警察本部監察課及び宮崎県公安委員会からは、当時対応したえびの警察

署の警察官が、現場の判断において法第23条による通報をしたことは適正な職務執行であったとの回答があった。しかし、適正な職務執行であるという根拠が審査請求人に示されていない。

- (5) 以上の理由により、審査請求人に対して警察官が行った法第23条による通報に関わる文書の開示を請求する。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張している内容は次のとおりである。

- (1) 保護カード及び保護通報書について、作成していないため保有していない。
(2) その他の開示請求に係る公文書についても保有していない。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のよう審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 2月 2日	諮問を受けた。
令和5年 3月 17日	諮問の審議を行った。
令和5年 8月 22日	諮問の審議を行った。
令和5年 10月 31日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう判断する。

1 本件対象公文書

本件審査請求において対象となっている公文書は、審査請求人に対して警察官が行った法第23条による通報に係る文書である。

まず、法第23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

この法第23条による通報に関連する文書として審査請求人がその存在を主張している保護カードについては、宮崎県警察保護取扱規程（昭和35年本部訓令第16号。以下「保護取扱規程」という。）第4条第1項及び第2項において、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項又は酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規正法」という。）第3条第1項に基づき必要な処置を講じた場合に作成することとされている。

したがって、具体的には、法第23条による通報の際に、警察官が、警職法第3条第1項の規定により応急の救護が必要である精神錯乱者、泥酔者等を保護した場合又は酩酊者規正法第3条第1項の規定により公共の場所又は乗物において、応急

の救護が必要である酌酐者を保護した場合に、保護カードを作成することとなる。

また、同じく、保護通報書については、保護取扱規程第19条において、法第23条による知事への通報は、保護通報書に所要事項を記載して行わなければならないと規定されており、法第23条による通報の際には必ず作成することとされている。

2 本件請求に係る公文書の不存在について

(1) 保護カードの不存在について

実施機関は、保護カードについて、平成30年12月11日に当該警察官が法第23条による通報を行った際、被通報者は暴れるなどしておらず、また、監護者となる被通報者の夫もその場にいたことから、警職法第3条第1項及び酌酐者規正法第3条第1項に基づく保護には着手しておらず、作成の必要がなかったと主張している。この説明に特に不自然な点は認められないことから、対象公文書は存在しないと判断する。

(2) 保護通報書の不存在について

通報を行ったえびの警察署は、被通報者である審査請求人に対して、平成30年12月11日の通報が法第23条による通報であった旨を電話及び書面で回答していることから、同通報については保護取扱規程第19条の規定により保護通報書を作成する必要があったものと認められる。

このことについて、当審査会が実施機関に確認した結果、実施機関も本件通報について保護通報書を作成すべきものであったとの認識を有していた。

しかしながら、作成しなかった理由は不明なものの、実施機関が保護通報書を作成していないため保有していない以上、対象公文書は存在しないと判断するほかない。

(3) 本件請求に係る公文書の不存在について

当審査会が確認した結果、法第23条に関連して実施機関が作成する可能性がある公文書は、保護カード及び保護通報書以外になく、実施機関が本件請求に係る公文書を保有していないことについては、事実であると考えるのが妥当である。

3 公文書の不存在を理由とした不開示決定処分の妥当性について

次に、本件請求に係る公文書の不存在を理由として不開示決定をしたことの妥当性について、以下検討する。

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これを本件処分に照らせば、そもそも本件請求は、特定の個人氏名を明示した上で開示を求めているものであり、実施機関が本件処分により本件対象公文書の存否を明らかにしていることは、結果として、特定の個人である審査請求人が法第23条による通報をされたという不開示情報を開示するものと認められる。

また、本件処分が対象とする公文書は、審査請求人本人に関する情報であるが、条例の定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるか、開示請求に係る公文書に記録されている情報と利害関係を有しているかどうか等の個別的事情によって、

当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、自己に関する情報であっても、条例第9条の規定により開示請求を拒否すべきであったと認められる。

4 本件処分に対する判断について

上記3のとおり、本件開示請求については、対象公文書の存否を明らかにせずに不開示決定すべきであったと認められる。

しかし、本件の場合、既に本件処分により審査請求人に対し、対象公文書が不存在であることを明らかにしており、改めて存否を明らかにせずに不開示決定をする実益がないため、当審査会では「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審査会は、以下のとおり付言する。

保護通報書は、警察官が法第23条による通報を行う際には、保護取扱規程第19条の規定により必ず作成すべきものであり、本件通報に関して保護通報書を作成しなかった事務処理は不適切である。

これについては、今後、適切に運用するよう要望するものである。